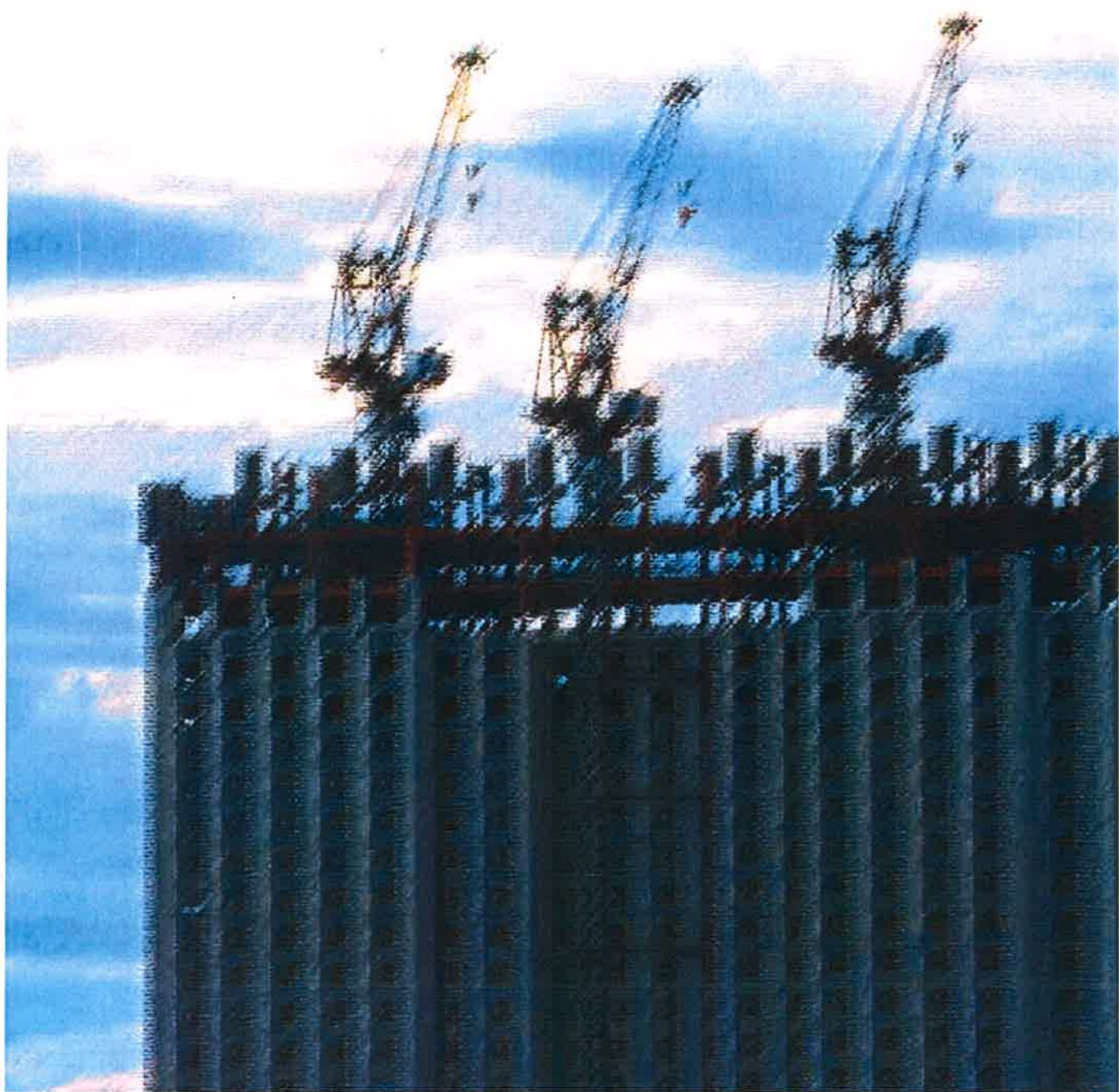


請負業者賠償責任保険

堅実経営確保のために

- 賠償責任保険普通保険約款（企業用）
- 請負業者特約



このパンフレットは、2012年11月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

請負業者賠償責任保険のおすすめ

いかに綿密な計画のもとに防災措置を講じておられても、思わぬ原因により事故が発生し不測の損害を与えないとも限りません。万一事故が発生し第三者に損害を与えた場合、被害者に対し誠意ある補償を行い円満な解決を図ることは、企業の信用を保つうえで必要なことといえます。このような事故に備え、企業の安定を図るべく、「請負業者賠償責任保険」をおすすめいたします。

請負業者賠償責任保険とは

請負工事や請負作業を遂行中に生じた偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

1 たとえば、次のような事故が対象となります。

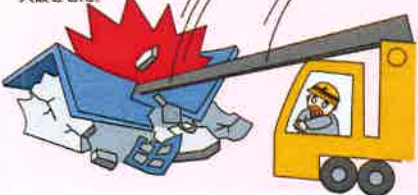
●ビルの屋上から鉄骨を落とし、通行人を死亡させた。



●清掃器具でお客様を負傷させた。



●クレーンのアームが倒れ、作業現場に隣接する建物を大破させた。



●資材がぐすれ、子供に重傷を負わせた。



2 お支払いする保険金は…

損害賠償金 被害者に支払う損害賠償金(治療費、慰謝料、修繕費など)

●損害賠償金とは別に、次の費用をお支払いできる場合があります。

損害防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

緊急措置費用

応急手当、搬送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用

争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に関する費用(弊社の承認が必要となります。)

協力義務費用

保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用

請求権の保全または行使の手続き費用

他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

3 保険金をお支払いできない場合(主なもの)

- 保険契約者、被保険者の故意による事故
 - 地震、噴火、洪水、津波など天災や戦争、変乱、暴動などによって生じた事故
 - 損害賠償について第三者との間に特別な約定があるために加置された損害
 - 排水または排気(煙を含みます。)によって生じた事故
 - 工事に伴い発生した土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れなどによって生じた財物損壊事故
 - 被保険者が所有、使用または管理している財物に与えた損害(たとえば、リースで借りている建設機械など)
 - 従業員(下請負人の従業員を含みます。)の業務災害に対する使用者責任(政府労災保険の上乗せとして「労働災害総合保険」でお引受します。)
 - 仕事の終了、工事完成引渡後、その仕事もしくは工事の欠陥により生じた事故(「生産物賠償責任保険」でお引受します。)
 - 騒音またはじんあいによる損害(※)
- ※「賠償責任保険普通保険約款(企業用)追加特約」が付帯されているため、免責となります。

4 ご契約の方法

(1) 契約方式を選択します。

請負業者賠償責任保険の契約方式には、次のとおり「個別契約方式」と「年間包括契約方式」があります。

	個別契約方式	年間包括契約方式
契約方法	個々の工事・請負作業ごとに保険を手配します。	あらかじめ対象とする工事・請負作業の範囲を特定しておき、年間一括して保険を手配します。
保険期間	工事・請負作業の期間(着工より引渡日予定日まで)にあわせて保険期間を設定します。	1年間

包括契約方式は、事務の簡素化、保険の付保漏れ防止の観点から効果的な契約方式であり、広くご利用いただいております。特に工事数が多い業者の方々には是非おすすめいたします。

(2) てん補限度額(お支払い限度額)を設定します。

てん補限度額(お支払い限度額)は、請負工事、請負作業の種類、規模、周囲の状況などに応じて例えば右表のようにお決めください。また、身体賠償・財物賠償で共通のてん補限度額(お支払い限度額)を設定することも可能です。

	身体賠償		財物賠償	
てん補限度額	1名	5,000万円	—	
	1事故	3億円	1事故	5,000万円

※保険期間中、何回事故が起こっても、このてん補限度額の範囲内で保険金をお支払いします。

(3) 免責金額(自己負担額)を設定します。

原則として、身体・財物いずれも1事故について1,000円を自己負担額としますが、自己負担額を増額することによって保険料を割引くことができます。

5 保険料は…

保険料は、請負工事、請負作業の種類およびてん補限度額、自己負担額などにより異なります。

たとえば、請負金額 1,000万円

てん補限度額	身体賠償 1名	5,000万円
	1事故	3億円
自己負担額	財物賠償 1事故	5,000万円
	それぞれ1事故あたり	1,000円

の場合

仕事の種類	ビル建設工事 (含 増改築工事)	給排水冷暖房 設備新築工事	道路工事 軌道工事	清掃事業
保険料	約25,000円	約42,000円	約70,000円	約85,000円

※保険期間は、原則として工事期間(着工より引渡予定日まで)となります。工事完了が遅延した場合は、保険期間延長の手続きをとっていただきますが、請負金額に変更がない限り、原則として割増保険料は不要です。

保険料のお見積り

工事名・工事内容				
請負金額	千円	工事期間	年 月 日から	間
所在地		周囲の状況		
被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲				
てん補限度額 (お支払い限度額)	1名	万円		
	1事故	万円	1事故	万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき	円	1事故につき	円
暫定保険料				円

「生産物賠償責任保険」のおすすめ

各種の工事・作業業者などが行った仕事の結果に起因して、これらの業者の手を離れた後に発生した事故により、他人の身体や財物に損害を与え(対人・対物事故)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険の内容、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない場合(免責事由)等の詳細につきましては、「生産物賠償責任保険」のパンフレットをご覧ください。

保険料の精算について

契約方式	精算の方法
個別契約方式	ご契約時に保険の対象となる工事・請負作業の請負金額に基づき確定した保険料をお支払いいただくため、保険期間終了後の保険料の精算は不要です。ただし、工事期間中に請負金額の増減が発生した場合は、事前に弊社までご通知ください。ご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。なお、ご通知いただいた内容によって、保険料を返還または請求します。
年間包括契約方式	保険期間中の保険の対象となる工事・請負作業の見込請負金額に基づいた保険料(暫定保険料)をお支払いいただくため、保険期間満了後に、保険期間に対応する請負金額の総額に基づいた保険料(確定保険料)との差額を精算する手続き(確定精算)が必要になります。この場合、保険期間満了後、保険料を確定するために必要な弊社所定の通知書または申告書等をご提出いただきます。なお、「請負業者包括契約特約(事故発生ベース・確定方式)」を付帯する場合は、上記の「確定精算」のお手続きは不要となります。特約の詳細または適用条件等につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

万一事故が起こったときは…

万一この保険で補償される事故等が生じたことを知った場合には、下記の事項をすみやかに取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、示談交渉については必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

ア.事故発生の日時・場所 イ.被害者の住所・氏名 ウ.事故の原因・状況 エ.証人がいる場合は、その方の住所・氏名 オ.損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 カ.保険契約の内容(証券番号等)

ご契約後のご注意

1. 保険証券が1か月以上経過しても届かない場合は、お手数ながら弊社へご照会くださいますようお願いいたします。
2. ご契約者のご住所などを変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返戻金等のお支払いは、保険業法の規定に基づき一部削減されることがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。
- 弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。

- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「請負業者賠償責任保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「普通保険約款および特約集」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。



朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL 03-3294-2111(大代表)
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

●お問い合わせ先